

2018年5月21日

「LT会」会報第18-7号（総182号）

上海LTコンサルティンググループ

今後3年間500万元未満の新規購入固定資産の一括償却が可能に

2018年、中国政府は企業税負担軽減、経済発展促進策として、次々と減税措置を発表している。例えば、2018年4月に5月1日より農産品増値税11%から10%へ、物品増値税17%から16%への減税を発表したばかりである。

さらに5月7日付で中国財政部・税務総局から2018年より3年間500万元未満の新規購入固定資産の税務処理上一括償却を認める税負担軽減措置の通知が発表された。

これは2018年1月から2020年12月までに、新規購入した固定資産1件あたり500万元未満であれば、購入年度に税務上一括償却し、企業所得税清算時にコストとして計上することを認める措置である。この固定資産の定義は不動産と土地を除いたすべての設備と器具である。

具体的な計上方法については所管税務署の税務担当官に事前に確認されたい。

（税務通達の訳文）

設備機器の関連する企業所得税控除政策に関する通知

財政部 国家税務総局 財税「2018」54号

2018年5月7日

各省・自治区・直轄市・計画単列市の財政庁（局）・国家税務局・地方税務局、新疆生産建設兵団財政局：

企業の設備、機器への投資拡大を促すため、ここに関連する企業所得税政策について以下のように通知する。

- 一、企業が2018年1月1日から2020年12月31日までの期間に新たに購入した設備、機器で単価が500万元を超えないものは、当期の減価償却費用をコストに一括計上し、課税所得税を計算する際に控除することを許可し、今後は年度に分けて減価償却を計算しない。単価が500万元を超えるものは従来どおり「企業所得税法实施条例」、「財政部、国家税務総局の固定資産加速減価償却の企業所得税政策の整備に関する通知」（財税「2014」75号）、「財政部、国家税務総局の固定資産加速減価償却の企業所得税政策をさらに整備に関する通知」（財税「2015」106号）、などの関連規定に基づいて執行する。
- 二、本通知でいう設備、機器とは建屋、建築物以外の固定資産を指す。

以上